

● 確定申告よくある質問

Q 他の収入（副業など）の申告が必要ですか？

A 給与収入が年末調整済みで、他の収入の所得が20万円以下であれば、確定申告の必要はありません。ただし、ふるさと納税や医療費控除などにより、確定申告をする場合は、他の収入を含めて申告が必要となります。

Q 公的年金収入だけでも申告が必要ですか？

A 公的年金収入が400万円以下で、他の所得が20万円以下であれば、確定申告は必要ないとされています。ただし、源泉徴収票に天引きされた税額が記載されている場合は、確定申告をすることにより、税金が還付される場合があります。

Q 証券会社の特定口座は申告が必要ですか？

A 譲渡損失（繰越損失）があれば、確定申告をすることにより、税金が還付される場合があります。なお、NISA口座は申告することはできません。

Q 医療費控除の領収証は必要ですか？

A 「医療費控除の明細書」を添付しますので、領収書原本は不要です。医療を受けた人ごとに、支払先（病院・薬局など）、年間合計支払金額、補填金額（高額療養費・医療保険など）などを記載して作成して下さい（領収書の原本は5年間保存）。また、健康保険組合などからの「医療費のお知らせ」の原本を、申告書にそのまま添付することもできますが、自費診療・未記載などは別途「医療費控除の明細書」を作成する必要があります。

Q ふるさと納税のワンストップ特例

A ワンストップ特例制度申請すれば、確定申告の必要はありません。ただし、医療費控除などで確定申告を行うと、対象期間に行ったワンストップ特例制度申請がすべて無効になりますので、「寄付金受領証明書（領収書）」を添付して、確定申告をすることになります。

Q 確定申告の期限は？

A 3月15日までに申告することとなっています。期限後申告になると、無申告加算税がかかる場合があり、2年連続して遅れた場合は青色申告が取り消されることになっています。なお、還付申告書は、その年の翌年1月1日から5年間提出することができます。

Q 住民税の申告は必要ですか？

A 所得税（国税）の確定申告をすれば、市区町村への住民税申告は必要ありません。なお、給与収入は、原則として給与支払者から市区町村へ報告されています。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
2月	所得税の確定申告・贈与税の申告	2月16日～3月15日
3月	個人事業者の消費税確定申告	末日まで

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日

源泉所得税の納付期限は、翌月10日(納期特例は上期7月10日、下期1月20日)。

住民税納付（普通徴収）については、上記と異なる地域があります。